

特定震災特例経営強化指導計画

【あぶくま信用金庫】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項)

平成24年1月



信金中央金庫

目 次

はじめに	1
1. 経営強化指導計画の実施時期	1
2. 経営指導方針	2
3. 指導体制の整備	2
4. 経営指導の内容	3
(1) 経営指導契約の内容	3
(2) 損害担保契約の内容	3
(3) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの 復興に資する方策への指導	4
(4) 被災債権の管理および回収に関する指導	5
5. 経営指導のための施策	6
(1) 経営強化計画の履行状況の管理	6
(2) モニタリング	6
(3) 経営強化計画の履行を確保するために必要な措置	8
6. 信託受益権等の買取りを求める額およびその内容	10
(1) 買取りを求める信託受益権の額および内容	10
(2) 算定根拠	10
7. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容	11
(1) 信託受益権の額および内容	11
(2) 算定根拠	11

はじめに

信金中央金庫（以下「信金中金」という。）は、協同組織金融機関である信用金庫の「中央金融機関」として、信用金庫の業務機能の補完や信用力の維持・向上に向けた諸施策に積極的に取り組んでいるところであります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、信用金庫業界においては、東日本大震災により被災した信用金庫（以下「被災信用金庫」という。）が地域の復旧・復興に向けて、円滑な金融仲介機能を将来にわたって発揮していくことを支援するため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）の特例措置を活用して資本供与を受けようとする被災信用金庫を対象とした業界の相互支援体制を、同年 11 月 16 日に開催された(社)全国信用金庫協会理事会において決定いたしました。

あぶくま信用金庫（以下「当信用金庫」という。）は、福島県浜通り地区と宮城県南東部を主な営業エリアとする信用金庫として、昭和 25 年の設立以来、地域に根ざした事業活動を展開するとともに、健全な経営に徹してまいりました。しかしながら、当信用金庫は、東日本大震災により自ら被災するとともに、当信用金庫の取引先も甚大な被害を受け、現時点においては財務の状況等を確実に見通すことが困難な状況に陥っております。このため、当信用金庫では、今後も金融仲介機能を発揮し、地域の復旧・復興に向けて継続的に貢献していくためには、十分な経営体力が必要と判断し、信金中金に対し資本支援を要請するにいたしました。

信金中金といたしましては、当信用金庫が、自ら被災しながらも、地域金融を支えるため、東日本大震災直後より現金の非常時払いを開始する等、被災者の生活の下支えに貢献するとともに、融資条件の見直しに積極的に応じる等、地域の復旧・復興に向けて懸命に取り組んできており、その真摯な取組姿勢から、当信用金庫に対する地元の期待は益々高まってきているものと認識しております。信金中金は、今後、当信用金庫が地域の復旧・復興に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくため、法の特例措置を活用した資本増強を行うことにより、当信用金庫の財務基盤を強化することといたしました。

今回の資本支援の要請にあたり、当信用金庫は、「特定震災特例経営強化計画」（以下「経営強化計画」という。）を策定し、金融機能の維持・強化および地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に向けて、経営強化計画に掲げた各種施策に取り組んでいくこととしております。

信金中金は、経営強化計画に対応する「特定震災特例経営強化指導計画」（以下「経営強化指導計画」という。）を策定し、モニタリング等を通じて当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行うことにより、地域の復旧・復興に向けた当信用金庫の取組みを全面的に支援してまいります。

1. 経営強化指導計画の実施時期

当信用金庫は、法附則第 11 条第 1 項第 1 号に基づき平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月までの経営強化計画を策定していることから、信金中金は同条第 2 項に基づき、同期間の経営強化指導計画を策定し、当信用金庫の経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて支援してまいります。

なお、今後経営強化指導計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告してまいります。

2. 経営指導方針

信金中金は、「東日本大震災に伴う復旧・復興に向けた支援」を平成 23 年度の事業計画における最優先課題として掲げ、各種施策に取り組んでまいりました。

法の特例措置の活用にあたり、信金中金では、経営強化指導計画に基づき、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策を着実に実施出来るよう、その実施状況等をモニタリングするとともに、当該施策の着実な実施に向けて、外部機関との連携を図りつつ、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

3. 指導体制の整備

信金中金は、東日本大震災からの復旧・復興支援に資するため、平成 23 年 4 月 1 日付で営業推進部内に復興支援対応室を設置いたしました。復興支援対応室では、被災信用金庫の要望を受け、支援物資の配送スキームの構築、遠隔地に避難している預金者のための預金の代払いスキームの構築等、信用金庫業界のネットワークを活用した各種支援策を実施してまいりました。

こうした中、信用金庫業界においては、被災信用金庫が地域の復旧・復興に向けて、円滑な金融仲介機能を将来にわたって発揮していくことを支援するため、平成 23 年 11 月、法の特例措置を活用する場合に備えた業界支援の枠組みを構築し、信用金庫業界の相互支援体制のさらなる充実・強化を図りました。

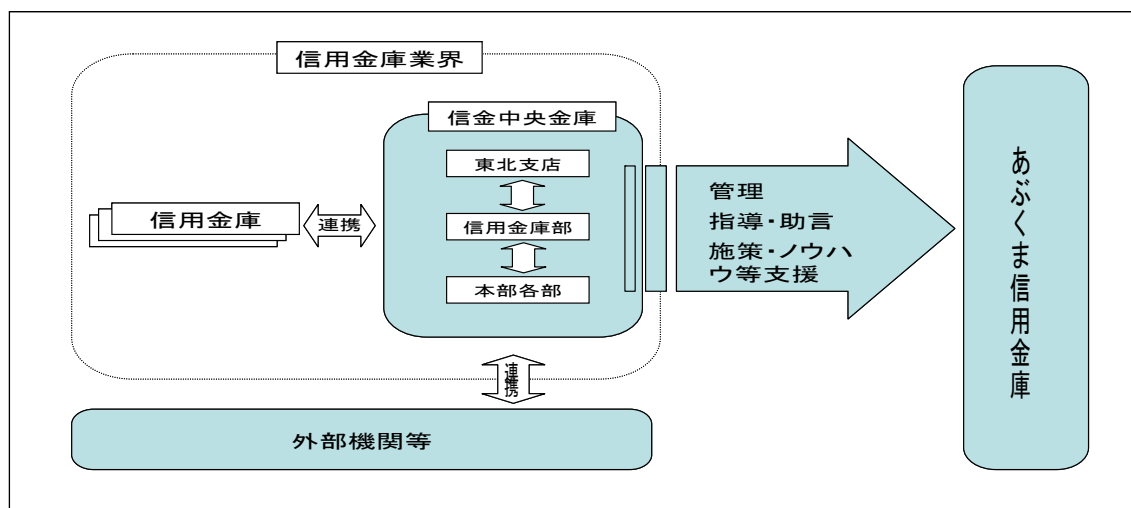
また、信金中金は、平成 24 年 4 月、所管部署である信用金庫部に経営強化計画の実施状況等の管理・指導等に係る担当者を増員するとともに、当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣する等、指導体制の整備を図ってまいります。

さらに、信金中金では、信用金庫業界のネットワークの活用や(独)中小企業基盤整備機構等の外部機関との連携を図り、経営強化計画の実施に向けた支援に取り組んでまいります。

なお、経営強化計画および経営強化指導計画の実施状況については、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会(*)に報告し、適切に管理してまいります。

* 資本増強制度運営委員会とは、信用金庫業界の資本支援制度の適正かつ円滑な実施を図るため、信金中金理事会の下部機関として設置された機関です。

【図表】 管理および指導・助言に係る体制



4. 経営指導の内容

(1) 経営指導契約の内容

イ. 契約期間

信金中金と当信用金庫は、法附則第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、当信用金庫の経営の改善を支援するため、以下のとおり経営指導契約を締結いたします。

当該契約の締結日は法第 26 条に基づき信金中金が買取りを求める信託受益権に係る当信用金庫が発行する優先出資の払込期日とし、期日は法附則第 16 条第 3 項に基づく経営が改善した旨の認定または法附則第 17 条第 2 項に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとしております。

ロ. 指導・助言

信金中金は、経営指導契約に基づき、当信用金庫に対し、被災債権の管理および回収に関する指導、その他業務の改善のため、ヒアリング等を通じて必要な指導・助言を行ってまいります。

なお、当該ヒアリング等を通じ、当信用金庫の課題が判明した場合は、信金中金がフォローアップを実施してまいります。

ハ. 報告

信金中金は、経営指導契約に基づき、当信用金庫から、経営強化計画の実施状況および業務、財産の状況に関して、以下のとおり定期的に、または随時の報告を受けることとしております。

なお、信金中金は、当信用金庫の経営に重大な影響を及ぼす事項が生じるおそれのあるときは、速やかに報告を受けることとしております。

- ・特定震災特例経営強化計画履行状況報告（3 月末基準、9 月末基準）
- ・被災債権の管理および回収等に係る報告（6 月末基準、12 月末基準）
- ・各期末における財務諸表等（3 月末基準、9 月末基準）
- ・その他業務および財産の状況に係る報告（随時）

ニ. モニタリング

信金中金は、経営指導契約に基づき、当信用金庫に対し、経営強化計画の実施状況等について、モニタリングを定期的に、または随時実施し、必要な指導・助言を行うこととしております。

なお、当該モニタリングは、定期的に経営状況等に関する資料の提出を受けて行うオフサイト・モニタリングと、定期的に、または随時行うヒアリングおよび貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングにより構成しております。

(2) 損害担保契約の内容

法附則第 17 条第 2 項に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結した場合、法附則第 19 条第 1 項において、当該契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、預金保険機構に対し申し込むことが出来るとされておりますが、当信用金庫では、現時点において、被災債権の譲渡その他の処分にあって、損害担保契約の締結を想定しておりません。

このため、当信用金庫では、損害担保契約については、将来、締結の必要が生じる

ような状況となった場合、被災債権の譲渡その他の処分の必要性や費用、契約内容等を慎重に検討し、関係機関等とも協議のうえ、対応することとしております。

今後、当信用金庫から当該契約締結の申出があった場合、信金中金では、締結の是非または契約内容について指導・助言を行ってまいります。

(3) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策について、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。また、信用金庫業界のネットワークの活用や(独)中小企業基盤整備機構等の外部機関との連携を図るとともに、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援に取り組んでまいります。

併せて、当信用金庫が課題を自ら解決していくことが可能となるよう、信用金庫職員向け研修等の人材育成支援を強化してまいります。

イ. 相談機能の強化等に関する方策への指導

当信用金庫では、営業を休止している店舗の取引先および避難している取引先からのご相談等に対応するため、本部に「お客様サポート室」を設置するとともに、営業エリア外において相談所を開設または移動相談会を開催する等、相談機能を充実・強化することとしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、相談機能の充実・強化の状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ロ. 新商品の提供や信用保証協会等の外部機関との連携強化に関する方策への指導

当信用金庫では、取引先の資金ニーズに応えるため、新商品の取扱いを検討するとともに、信用保証協会等の外部機関との連携強化を通じ、円滑な資金供給に努めていくこととしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、新商品の検討状況や外部機関との連携による資金供給の状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ハ. 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

当信用金庫では、被災した取引先の事業再生に向けて、相談機能を充実・強化し、融資条件の弾力化等に積極的に対応することとしております。また、福島県中小企業再生支援協議会と連携し経営支援活動に取り組むとともに、信用金庫業界のネットワークを活用した販路拡大のための取引先紹介等の支援にも取り組むこととしております。さらに、福島産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、信金中金の子会社である信金キャピタル(株)が組成した復興支援ファンド「しんきんの絆」、DDS等の活用についても検討していくとともに、事業承継セミナーの開催および税理士等の専門家の紹介等により、取引先の事業承継等を支援することとしております。

信金中金では、取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況を把握するとともに、信金キャピタル(株)を活用したM&A等を通じ、取引先の事業承継等に向けた各種取組みを支援してまいります。

また、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、取引先の事業再生・事業承継に向けた取組みの状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

さらに、事業再生等の専門的なスキルを高めるため、信金中金職員を研修講師として派遣する等の取組みにより、当信用金庫の人材育成を支援してまいります。

二. その他の施策に関する指導

信金中金は、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、当信用金庫が経営強化計画に掲げた上記イ～ハ以外の施策の実施状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

(4) 被災債権の管理および回収に関する指導

信金中金は、定期的な報告や貸出金実地調査等のモニタリングを通じ、当信用金庫における被災債権の管理および回収について実態を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

イ. 被災債権の状況の把握

信金中金では、四半期毎に被災債権額の推移等について報告を受けるとともに、被災債権の管理・回収に係る取組状況を確認するため、原則毎年1回、貸出金実地調査を実施してまいります。

ロ. 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

当信用金庫では、被災した取引先に対し、約定弁済の一時停止および返済条件の変更等を実施するとともに、取引先の経営改善に向けて福島県中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し支援していくこととしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、条件変更等の実施状況および取引先の経営改善支援の取組状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ハ. 二重ローン問題等への対応に向けた方策への指導

現時点で、営業エリアの大半が福島第一原発事故により設定された警戒区域および計画的避難区域等に指定されているため、取引先においては今後の生活設計や企業経営の方向性が見極められない状況にあります。当信用金庫では、今後、二重ローン問題等が顕在化した際には、福島県中小企業再生支援協議会との連携、ならびに福島産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、復興支援ファンド「しんきんの絆」およびDDS等の活用を外部機関・専門家の支援を仰ぎながら検討するほか、個人版私的整理ガイドラインに基づく債務整理の相談等に真摯に取り組むこととしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、外部機関との連携や事業再生ファンド等の活用、資本金借入金等を活用した財務支援や個人版私的整理ガイドラインに基づく債務整理に向けた相談等の二重ローン問題等への対応状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

5. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の履行状況の管理

信金中金は、当信用金庫より、定期的に、または随時提出を受ける報告により各種施策の実施状況および課題の把握に努め、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

イ. 経営強化計画の履行状況報告

信金中金は、当信用金庫より3月末、9月末を基準日とする「特定震災特例経営強化計画履行状況報告」の提出を受け、各種施策の実施状況および課題を把握し、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、指導・助言を行ってまいります。

なお、「特定震災特例経営強化計画履行状況報告」は、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会に報告してまいります。

ロ. 被災債権の管理および回収等に係る報告

信金中金は、当信用金庫より6月末、12月末を基準日とする「被災債権の管理および回収等に係る報告」の提出を受け、被災債権の管理・回収の状況および課題を把握し、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、指導・助言を行ってまいります。

ハ. 随時報告

信金中金は、上記イおよびロの報告に加え、信金中金が必要と認める場合は随時に、業務および財産の状況に係る報告等の提出を受け、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

ニ. 経営強化指導計画の履行状況報告

信金中金は、3月末、9月末を基準日とする経営強化指導計画の実施状況を、金融庁に報告してまいります。

なお、当該報告は、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会に報告してまいります。

(2) モニタリング

信金中金は、リスク管理の状況や経営状況に関して定期的に資料の提出を受けて行うオフサイト・モニタリングのほか、定期的に、または随時行うヒアリングや貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングを実施してまいります。

イ. オフサイト・モニタリング

(イ) リスク管理状況に関するモニタリング

a. 市場リスク

信金中金は、月次、四半期、半期毎に市場リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、四半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（市場リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
①月末時点の評価損益の状況
②四半期時点の有価証券の実現損益、リスク感応度、アウトライヤー比率、自己資本に与える影響
③半期時点の大口有価証券の状況、金額の推移、自己資本額に対する割合

b. 信用リスク

信金中金は、半期毎に信用リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（信用リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
①業種別の与信状況、金額の推移、ポートフォリオの状況
②大口与信先の状況、金額の推移、自己資本額に対する割合の状況

c. 流動性リスク

信金中金は、四半期毎に流動性リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、四半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（流動性リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
預金等の状況

(d) 経営状況に関するモニタリング

信金中金は、当信用金庫の経営状況を把握するため、以下の経営管理資料の提出を受け、自己資本、資産内容、経営基盤、収益性等について預金量規模別や地区別に比較する等のモニタリングを実施してまいります。

分析結果は、年度毎に「経営効率分析表」として、当信用金庫に還元してまいります。

経営管理資料
① 決算速報
② 業務報告書
③ 経営実態報告
④ 資産査定等報告書
⑤ 自己査定結果等の状況
⑥ ディスクロージャー誌

ロ. オンサイト・モニタリング

信金中金は、当信用金庫の経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況について、オンサイト・モニタリングを通じて実態を把握するとともに、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた取組みを支援してまいります。

オンサイト・モニタリングは、ヒアリングおよび貸出金実地調査により行います。ヒアリングは、「特定震災特例経営強化計画履行状況報告」および「被災債権の

管理および回収等に係る報告」等の報告を受けて、定期的に、または随時実施してまいります。

貸出金実地調査は、当信用金庫の自己査定の適切性を検証するとともに、債務者の実態把握、債務者に対する支援状況、潜在的な信用リスクの把握に努めてまいります。

特に、被災債権を対象とする貸出金実地調査は、当信用金庫の自己査定の適切性の検証に加え、事業再生等の取組み状況について個別に確認していく必要があると考えており、原則毎年1回、信用金庫部職員が中心となって実施してまいります。

(3) 経営強化計画の履行を確保するために必要な措置

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の円滑かつ確実な実施に向けて、以下の必要な措置を講じてまいります。

イ. 人的支援の実施

当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣し、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた取組みを支援してまいります。

ロ. 中小企業に対する経営支援等の取組みの支援

信金中金は、当信用金庫が行う中小企業に対する経営支援等の取組みを支援するため、取引先の経営改善・各種相談ならびに資本性借入金等の活用に係る各種支援のほか、(独)中小企業基盤整備機構等の外部機関との連携による支援も必要に応じて実施してまいります。

また、経営再建等が見込まれる取引先に対しては、復興支援ファンド「しんきんの絆」を活用し、資本性資金を供給する等直接的な支援を、当信用金庫と連携して実施してまいります。

ハ. 人材育成への支援

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画を円滑かつ確実に実施していくうえで必要となる中小企業金融等の専門知識を有する人材の育成ニーズに応えるため、当信用金庫の教育訓練制度の充実強化に資する情報の提供や、信金中金本部各部の職員が講師を務める研修を当信用金庫の要請に応じて実施してまいります。

ニ. 取引先の販路拡大支援

信金中金は、取引先の新事業開拓や販路拡大に向けた当信用金庫の取組みを支援するため、信用金庫業界および信金中金のネットワークを活用し、当信用金庫の取引先を対象とするビジネスフェア・個別商談会の開催等の支援を実施してまいります。

ホ. リスク管理態勢強化の支援

信金中金は、当信用金庫に対し、ALM・リスク管理支援および有価証券ポートフォリオ分析を通じ、統合的リスク管理態勢の強化を支援してまいります。

ヘ. 指導体制の整備

信金中金は、当信用金庫の経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援を行うため、平成24年4月に、所管部署である信用金庫部に管理・指導等に係る担

当者を増員すること等により、指導体制の整備を図り、今後、信用金庫部を中心に本部各部および東北支店が一体となって、経営強化計画の実施状況および課題の把握に努めてまいります。

6. 信託受益権等の買取りを求める額およびその内容

信金中金が預金保険機構に対し、信託受益権の買取りを求める額およびその内容については、以下のとおりです。

(1) 買取りを求める信託受益権の額および内容

	項目	内容
1	信託	あぶくま信用金庫優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時信託財産	あぶくま信用金庫優先出資証券200億円
4	信託設定時元本	175億円
5	配当の方法	確定配当（非累積）
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当率としての資金調達コスト」（平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。） ただし、日本円TIBOR(12か月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	平成24年2月20日（予定）
8	受益権譲渡日	平成24年2月20日（予定）
9	信託予定期間	10年（延長可能）
10	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される。
11	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。
12	譲渡	可
13	委託者	信金中央金庫
14	受託者	㈱しんきん信託銀行
15	受益者	㈱整理回収機構（預金保険機構からの委託）
16	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

当信用金庫が現時点で把握している被災債権 297 億円のほか、調査未了となっている債権 31 億円について、保全状況も踏まえ、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、東日本大震災からの復旧・復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は 200 億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し 175 億円の信託受益権の買取りを求めるものです。

買取りを求める額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額としております。

7. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容

信金中金が保有する信託受益権の額およびその内容については、以下のとおりです。

(1) 信託受益権の額および内容

	項目	内容
1	信託	あぶくま信用金庫優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時信託財産	あぶくま信用金庫優先出資証券 200 億円
4	信託設定時元本	25億円
5	配当の方法	確定配当（非累積）
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当率としての資金調達コスト」（平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。） ただし、日本円 TIBOR(12 か月物)または 8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	平成 24 年 2 月 20 日（予定）
8	受益権譲渡日	平成 24 年 2 月 20 日（予定）
9	信託予定期間	10 年（延長可能）
10	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される。
11	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。
12	譲渡	不可
13	委託者	信金中央金庫
14	受託者	(株)しんきん信託銀行
15	受益者	信金中央金庫
16	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

当信用金庫が現時点で把握している被災債権 297 億円のほか、調査未了となっている債権 31 億円について、保全状況も踏まえ、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、東日本大震災からの復旧・復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は 200 億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し 175 億円の信託受益権の買取りを求め、残額の 25 億円の信託受益権を信金中金が保有するものです。

信金中金が保有する額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 2 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 1 を乗じて計算した金額との合計額としております。

以上

内閣府令附則第19条第1号に掲げる書類

- 信託受益権等の買取りの申込みに係る理由書

信託受益権等の買取りの申込みに係る理由書

平成24年1月27日

(提出者) 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
信金中央金庫
理事長 田邊 光雄

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第26条に基づき、信託受益権の買取りの申込みに係る理由は以下のとおりです。

記

あぶくま信用金庫（以下「当信用金庫」という。）は、福島県浜通り地区と宮城県南東部を主な営業エリアとする信用金庫として、昭和25年の設立以来、地域に根ざした事業活動を展開するとともに、健全な経営に徹してまいりました。しかしながら、当信用金庫は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により自ら被災するとともに、当信用金庫の取引先も甚大な被害を受け、現時点においては財務の状況等を確実に見通すことが困難な状況に陥っております。

このため、当信用金庫では、今後も金融仲介機能を発揮し、地域の復旧・復興に向けて継続的に貢献していくためには、十分な経営体力が必要と判断し、信金中央金庫に対し資本支援を要請するにいたりました。

信金中央金庫では、当信用金庫の取引先の被災状況を鑑み、当信用金庫が特定震災特例協同組織金融機関に該当するとの認識のもと、地域の復旧・復興に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくためには、法の特例措置を活用した資本増強が必要と判断し、法第26条に基づき、信託受益権の買取りを申請いたします。

以上